

令和5年度
第433回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和5年8月1日
13:30 ~ 14:45
千葉労働局 1階会議室

令和5度
第433 千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和5年8月1日(月) 13:30~14:45
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者(委員)
 - 公益委員
大澤委員、大竹委員、小野委員、下田委員、村上委員
 - 労働者側委員
岡田委員、鈴木委員、田中委員、中島委員、野田委員
 - 使用者側委員
池田委員、今関委員、神田委員、黒岩委員、高橋委員
- 4 議題
 - (1) 地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について
 - (2) 意見陳述
 - (3) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について
 - (4) 最低賃金に関する基礎調査の結果について
 - (5) 千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
 - (6) 今後の審議日程等について
 - (7) その他
- 5 資料
 - (1) 千葉県最低賃金の改定決定に係る意見書等
 - ア JAM東京千葉 千葉県連絡会 意見書 資料 1 - 1
 - イ 日本労働組合総連合会千葉県連合会 要請書 資料 1 - 2
 - ウ 千葉県労働組合連合会 要請書(7,184筆)(1,195筆) 資料 1 - 3
 - エ 千葉県労働組合連合会 意見書 資料 1 - 4
 - オ 千葉県内地区労・ユニオン交流 意見書 資料 1 - 5
 - カ 郵政産業労働者ユニオン浦安支部 意見書 資料 1 - 6
 - キ 一般社団法人 千葉県タクシー協会 意見書 資料 1 - 7
 - (2) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について 資料 2
 - (3) 令和5年賃金改定状況調査結果 資料 3
 - (4) 令和5年度最低賃金に関する基礎調査報告 資料 4

- (5) 最低賃金に関する基礎調査結果（特性値）の推移 資料 5
- (6) 令和 5 年千葉県最低賃金改正の影響率 資料 6
- (7) 生活保護と最低賃金 資料 7
- (8) 千葉県における特定最低賃金の決定・改正決定の申出一覧表 資料 8
- (9) 千葉県最低賃金の引き上げ額と目安額との関係 資料 9
- (10) 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（全国と千葉県）資料 10
- (11) 千葉県最低賃金（引上率・影響率）の推移 資料 11

6 議事内容

（会長）

定刻となりましたので、ただ今から第 433 回千葉地方最低賃金審議会を開催します。本審議会は、運営規程第 6 条に基づき公開で開催することになりますのでその旨を公示したところ、傍聴される方が 1 名おりますことをご報告します。なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、よろしくお願いいたします。

本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

（賃金室長補佐）

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

（会長）

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、議題(1)の地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について、事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

7月6日に開催されました第 432 回本審議会におきまして、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会会長に千葉県最低賃金の改正決定について諮問がなされ、これを受け、最低賃金法第 25 条第 5 項、同法施行規則第 11 条第 1 項の定めるところにより公示を行い、関係労使から意見を求めたところです。そうしましたところ、お手元の資料 1-1 から 1-7 までのとおり、意見書の提出がございました。ここで、意見の概要をご紹介します。

資料 1 - 1 は、JAM 東京千葉・千葉県連絡会からです。千葉県最低賃金ならびに特定最低賃金に関する意見書と題し、全国平均が 1000 円以上を目指し、千

千葉県最低賃金の今年度の引き上げ額を審議すること、特定最低賃金の存続必要性の審議にあたっては、「通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金（均等・均衡待遇）」を実現させるべく、「同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定（産業別）最低賃金を存続させることとする意見・要請でございます。

資料 1-2 は、日本労働組合総連合会千葉県連合会からです。2023 年度最低賃金行政に関する要請書と題し、地域別最低賃金は、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要があることから、労働の対価としてふさわしい水準を目指すよう事務局として努力し、公労使で議論を尽くした説得力のある金額を示すことができるよう審議会運営を図ること、最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益であるから、10 月 1 日を軸に、より早期の発効に配慮すること、中小・零細事業者においても最低賃金の引き上げができるよう、労務費の上昇分が、取引価格に転嫁できる環境整備など関係省庁と連携を図ること、業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底を図るなどして、中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備することなどとする意見・要望でございます。

資料 1-3 は、千葉県労働組合連合会からです。千葉県の最低賃金をただちに時給 1500 円以上に引き上げるとともに、地域間格差の解消を求める要請書と題し、千葉県の最低賃金をただちに時給 1500 円以上に引き上げること、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため中小企業・小規模事業者に対する各種助成金を拡充すること、以上のことを求める署名が合計で 8,379 筆が提出されております。

資料 1-4 も、同じく千葉県労働組合連合会からです。2023 年度千葉地方最低賃金額改定の目安検討にあたっての意見と題し、地域別最低賃金については、時間額 1500 円へと引き上げる方向で審議を行い、今年にはできない場合でも、来年には 1500 円に到達する目標を明らかにして答申すること、最低賃金法を改正し、全国一律の最低賃金制度にすること、最低賃金と生活保護との整合性をはかる算定方法として、生活保護の級地や公課負担の補正の際には千葉市の値を用いること、千葉県最低賃金審議会において意見陳述の場を設けること、中小企業・小規模事業者への負担軽減策として支援制度の拡充を求める、以上の意見・要請でございます。

資料 1-5 は、千葉県内地区・ユニオン交流からです。最低賃金の抜本的な改正を求める意見書」と題し、最低賃金の抜本的引き上げと全国一律・最低賃金 1500 円以上を求める、との意見・要請でございます。なお、千葉県内地区・ユニオン交流は、意見書提出前の 6 月 16 日に事務局の方へ陳情に来局されております。

資料 1-6 は、郵政産業労働者ユニオン浦安支部からです。千葉県から全国一律最賃制度を求める意見書と題し、東京都と千葉県の最低賃金の「実額差」を是正し、最低賃金の大幅引き上げを行い地域間格差是正に踏み出すことを求める、3要素の決定にあたって、資料の精査を求める、審議会の公開を広げ、広く労使の意見陳述の機会が設けられるよう求める、などとする意見・要望でございます。

資料 1-7 は、千葉県タクシー協会からです。コロナウイルス感染症の影響により、ハイヤー・タクシー事業は極めて深刻な状況であり、目安額以上の引き上げを示さぬよう要望します、などとする意見・要望です。

以上となります。

(会長)

ただ今、事務局から、関係労使の意見について説明がありました。何かご発言はございますか。

《意見ありません。旨の声》

(会長)

意見はないようですので、議題(2)の意見陳述について、事務局から説明をお願いします。

(賃金指導官)

生協労連コープネットグループ労働組合千葉県労働組合連合会、千葉県内地区・ユニオン交流、及び郵政産業労働者ユニオン浦安支部から意見陳述に関する要請を受けました。7月6日に開催しました第432回本審議会及び運営小委員会において、陳述の場を設けることについてご了承をいただいております。本日の意見陳述人は、生協労連コープネットグループ労働組合千葉県労働組合連合会のAさん、千葉県内地区・ユニオン交流のBさん、郵政産業労働者ユニオン浦安支部のCさんの3名でございます。

《陳述人入室》

(会長)

それでは、陳述人の方は陳述をお願いします。

(生協労連コープネットグループ労働組合千葉県労働組合連合会)

千葉県労働組合連合会は千葉県内の自治体・中小企業で働く労働者や、建設産業で働く労働者を組織しています。中小企業で働く仲間には、低廉な賃金で働く仲間が大勢います。今年度の地域別最低賃金の改正について、千葉県労働組合連合会としての意見・考え方を申し述べます。

一つ目は2022年最低賃金改定にあたりまして、最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間のコロナ禍と急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題もより深刻さを増しています。このため2022年度最賃改定では、物価上昇に見合う最低賃金の引き上げが社会的に求められていたわけでありました。昨年の中核最低賃金審議会では、A・Bランク31円、C・Dランク30円という過去最高の引き上げ目安額が答申され、22道県の地方最低賃金審議会では目安額を1から3円上回る額で決定した地方もあったものの、千葉県では目安額通りの31円の引き上げで決定し、最賃額984円となりました。結果、この間の物価上昇率には届かない改定率に留まりました。他国では急激な物価上昇に対応するため年に何度も最低賃金を引き上げた例もあり、とりわけ切迫している低賃金労働者の生活維持のためには、過去に例がなくとも検討すべきと考え、今年1月には、千葉労働局長あてに2022年度内最低賃金額再改定の要請書を提出させていただきました。残念ながら年度内の再改定は実現しませんでした。再改定を求められた主旨を受け止めて、2023年度の最低賃金審議会では議論していただきたいと考えます。

二つ目は暮らしの実態についてですが、非正規労働者が転職を希望する理由の聞き取りでは、同じ職種で時給を比較すると千葉県内で働くより、東京都内で働いた方が良く、と回答されています。他には、将来の生活の不安があるため、収入を増やして貯金をしたいという内容もありました。非正規の中には、ダブルワークという形で生活費の補填をしている人が多くいます。少しでも高い賃金を求め若年層の労働者が都市部へ流出することは、地域の高齢化や少子化が進む要因でもあります。かつて、非正規女性の収入は家計補助とされてきましたが、正規の賃金水準が上がらないなか、家計にとって、なくてはならない収入となっています。日本では、働き手を正規雇用から非正規雇用に変えてきており、非正規率は年々上昇し、現在は40%にもなっています。パート実態の聞き取りから、20代千葉県在住女性パート職員一人暮らしダブルワーク、月曜から木曜まで配達同乗パートとして勤務、金曜、土曜、日曜の隙間時間に仕事をしている、大学の奨学金を返済中、家族からの借金を返済中、無理をして先日も体調を崩した、休日にも本当は友達と遊びたいが断ってしまっている、急遽お金が必要になっ

た時に対応できないといった意見もあります。その他生協職場の従業員の暮らしの実態として、コロナ禍に続く急激な物価上昇から生協職場で働く従業員の暮らしも非常に逼迫しています、この間あがっている声を紹介します、新型コロナの収束も見通せない中で物価が上昇し、日々の生活がどんどん苦しくなっています。切り詰められるものにも限界があります。食費を節約するために値引きシールの貼ってある商品を選んで購入しています。賃金アップで食べたい商品を選んで買えるようにしてほしい、入職して30年ずっとコープで商品を購入してきました、本当はコープで買いたいのですが出費を減らすには食品の質を落とすしかありません、4人家族で回らずしなどへ外食に行くと1回で2,000円から3,000円出費が増えています、もう外食は無理です、子どもの将来のための貯金もできません、配達中のお昼もお弁当は買えないので、コンビニのおにぎりで我慢しています、体が動くうちは生協で働きたいと思っていますが、高齢のため体が厳しいです、でも医療費を出す余裕が無いので、病院には行かず、だましだまし働いています。

最後に、どこで暮らしても、同じ仕事には同じ賃金、同一価値労働同一賃金を実現させ、今の様な地域間格差を解消し全国一律制の最低賃金制度にすることが必要です。非正規労働者の一人ひとりの賃金が生活するために必要な生計費となっています。こうした現状から最低賃金を大幅に引き上げることは喫緊の課題です。千葉県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとらわれることなく、大幅に上げる審議をお願いします。

(千葉県内地区・ユニオン交流)

最低賃金の抜本的な改正を求める意見を申し述べさせていただきます。

中央最低賃金審議会が、2022年度において、全国加重平均31円過去最高額の引き上げ額を示し、千葉県においても、31円の引き上げがなされ、その結果最低賃金額は時給984円とされました。もっとも、増額された上記金額でさえも、1日8時間、週40時間働いたとしても月収約173,184円、年収で約208万円にしかありません。これでは労働者が賃金だけで人間らしい生活を持続的に営むことはできないばかりか、すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網、セーフティネットとしての最低賃金制度の目的を果たしていません。最低賃金法は、第1条において賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することによって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上に資することを目的とする旨を明示しています。このような現状を踏まえれば、最低賃金額をさらに引き上げ、最低賃金制度をすべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網、セーフティネットとして真に実効的に機能させることが必要不可欠であると考えます。ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、光熱費・物価の高騰が続き、

生活困難が広がっています。この物価高騰下であるにも関わらず、給料や時給が十分に上がらず、実質賃金は低下しています。一方、海外をみると同様に物価高騰が起きていますが、各国は賃金の引き上げ対策を講じています。アメリカのロサンゼルス市では昨年7月に時給15ドルから16.04ドル、約2,161円に引き上げられ、オーストラリアでは最低賃金が7月から8.7%引き上げられ時給23.23豪ドル、日本円で約2,230円となりました。ドイツでも2024年から時給12.41ユーロ、約1,790円、2025年から時給12.82ユーロ、約1,849円に引き上げられることが決まっています。しかし、日本では最低賃金が抜本的に引き上げられる様子がありません。

正社員の賃金ですら、最低賃金付近の労働者が増加しています。特に重要な社会サービスを担う介護労働者や保育労働者などのエッセンシャルワーカーの多くが最低賃金レベルで働いています。最低賃金はかつてのような家計補助的な労働に対する賃金設定とは異なる次元の社会的な影響をもつようになっており、最低賃金の動向は多くの労働者に影響するとともに、貧困や格差の広がり食い止める役割を担う、そのような社会的位置付けに変化しています。また、最低賃金の地域間格差が広がっており、地方からの人口流失や地域経済の疲弊も問題となっています。岸田文雄内閣総理大臣は、自身の経済政策である新しい資本主義の最重要の核として人への投資を掲げ、賃金の引き上げを強調しています。さらに2022年6月7日、新しい資本主義実現会議での答申を経て、新しい資本主義の「グランドデザイン及び実行計画」が閣議決定され、上記実行計画推進のため策定された工程表には、最低賃金について、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指す旨が明記されています。他方、最低賃金の引き上げにあたっては、財政的な裏付けが乏しい中小企業を支援する方策が必要です。2022年4月1日以降の事業年度について、給与等を増額させた場合にその一部を法人税等から税額控除できる賃上げ促進税制が開始されました。また、ものづくり補助金や持続化補助金においても賃上げをした中小企業への補助率を引き上げる特別枠が設けられているほか、政府調達においても賃上げをした中小零細企業に対し加点が行われる等されています。国民経済の健全な発展には、中小企業への支援策を充実させると同時に最低賃金額の引き上げを図ることが肝要であり、上記の実行計画は、まさにこの点を意識した内容となっているものであり、このような中小企業への支援策はさらに充実されるべきであると考えます。よって、私は、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び国民経済の健全な発展への寄与という最低賃金法の目的を達するため、千葉地方最低賃金審議会に対し、主体的に地域別最低賃金額の抜本的引き上げを図ることを求めます。私たちは最低賃金の抜本的引き上げと全国一律・最低賃金1,500円以上を求めます。

(郵政産業労働者ユニオン浦安支部)

この度は意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。

全労連と全労協の双方に加盟する郵政産別の労働組合である郵政産業労働者ユニオンを代表して意見陳述を行います。

県内の郵政ユニオンは 1990 年 3 月結成の郵政労働者ユニオン、郵政産業労働組合の 99 番目の支部として 94 年 11 月に結成された郵産労千葉支部、94 年 12 月結成の千葉郵政労働組合をルーツに、現在は千葉県協議会として千葉・浦安・松戸南・佐倉の各支部で構成して、浦安支部は都県境付近の事業所を範囲としています。意見書を提出しておりますので、詳細は意見書を参照願います。

憲法 25 条で健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する下、労働基準法では労働条件は人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでないとして、その上で賃金の最低基準に関しては、最低賃金法の定めるところによるとされているわけです。ですから最賃法の賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するとは、健康的かつ文化的な最低限が前提にあるわけで、今の最賃法の地域別最賃の決定方法は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない、これらを総合的に勘案して生活保護に係る整合性に配慮するとしても、導かれる金額としては絶対貧困かつ相対的貧困の両方に陥らない金額が導かれなければならないわけです、その金額は物価高騰前からの調査ですが、全労連 4 万 8 千人の最低生計費の調査結果は全国どこでも時給 1500 円が必要と導いています、狭い経済圏で大企業の株主配当も内部留保も大きく増えているがトリクルダウンは起きなかった、本来は経済政策として国や中賃で責任を持って中小企業を支援しながら全国一律最賃を目指すべきであると考えます。

確かに物価高騰の中で最賃全国加重 1000 円を達成しようとしているが、中賃目安全協で、あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったとされています、最賃制度は中卒初任給を基準に最賃を決める方式からスタートして中小企業の賃上率などを見ながら地域別に引き上げてきたところ、近年は時々事情ということでごまかしてきた弊害があると考えます、あるべき水準とは何かここでも議論していただきたいと思います、さて、最低賃金は今や正社員の問題でもあります。私は平成元年生まれで高卒正社員です、賃金は高くはありませんが現給保障的に 35 歳まで社宅に入れ貯蓄もできます、職場には地方出身者も多く居ます、しかし郵政では非正規社員に次ぎ、高卒正社員の待遇も引き下げました、社宅に入れず貯蓄も出来ず、基本給は最低賃金に近く、54 歳頭打ちまでほとんど上がりず将来に希望を持ってない、一方で、昨年 10 月、大阪吹田で住宅営団の土地を継承した A 社・B 社・郵政の 10 棟社

宅がすべて賃貸や分譲マンションになっているのを見ました、大卒でも、親の世代も貧しく奨学金をかかえてという人が多いようです、リスキニングの以前に、今の教育格差の構造を実感するところです。将来に希望のもてる社会とするには、最低賃金の趣旨に則ったあるべき水準についての議論が不可欠です。私からの陳述は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(会長)

陳述人3名の皆様、ありがとうございました。

各委員の皆様、陳述内容などについて、お尋ねしたいことがありましたら、発言をお願いします。

《ありません。旨の声》

(会長)

よろしいでしょうか。

《はい。旨の声》

それでは、意見陳述は以上となります。

ありがとうございました。

《陳述人、退室》

(会長)

次に議題(3)の令和5年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。

7月28日付けで目安小委員会の報告が出され、同日に中央最低賃金審議会から答申がなされましたので、その答申の内容などについて、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

まず、令和5年賃金改定状況調査結果の概要についてご説明申し上げます。

お手元の資料No.3をご覧ください。この、賃金改定状況調査ですが、日本標準産業分類、平成25年10月改定に基づく、製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業他に分類されないものに属する全国の民営事業所のう

ち、常用労働者数が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる事業所が対象となります。今回のAランクにおける調査集計事業所数は1,847事業所となっております。調査対象期日及び項目は、令和4年6月分及び令和5年6月分における労働者の月間所定労働日数と1日の所定労働時間数、労働者の所定内賃金額等で、賃金改定率につきましては、令和5年1月から令和5年6月までについて調査した結果でございます。それでは、3ページ第1表をご覧ください。産業計のランク計で、1月から6月に賃金引き上げを実施した事業所は、43.5%で、昨年の36.9%から6.6%増となっております。一方、1月から6月に賃金引下げを実施した事業所は0.7%で、昨年の1.3%から0.6%減となっております。また、1月から6月に賃金改定を実施しない事業所のうち、7月以降も賃金改定を実施しない事業所は38.4%で、昨年の46.8%から8.4%減となっております。一方、7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所は17.4%で、昨年の15.0%から2.4%増となっております。また、各産業別のランク計欄をみますと、1月から6月までに賃金引き上げを実施した事業所の比率は、昨年と比べ7業種のうち6業種が増加し、医療、福祉の1業種のみが減少となっております。次に、4ページの第2表をご覧ください。こちらは、ランク別、産業別に平均賃金改定率を示したものでございます。同表左側の賃金引き上げ実施事業所における賃金改定率は、ランク計の産業計は4.3%で、昨年の3.5%から0.8%増となっております。また、一番右側の賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計では、ランク計の産業計は1.8%で、Aランクの産業計も同じく1.8%となっております。次に、5ページの第3表をご覧ください。こちらは、賃金引き上げ実施事業所について、賃金引き上げ率の分布状況を特性値により示したものでございます。ランク計の産業計をみていただきますと第1・四分位数は1.3%、第3・四分位数は5.0%となっております。次に、6ページの第4表をご覧ください。こちらは、一般労働者とパートタイム労働者を合わせた賃金上昇率で、全調査事業所のものを取りまとめたものでございます。男女計のランク計で産業計の1時間当たり賃金額は1,429円で、昨年の1,399円から30円増となっております。賃金上昇率の方をみると2.1%で、昨年の1.5%から0.6%増となっております。また、Aランクにつきましては1,583円で、昨年の1,548円から35円増となっております。賃金上昇率の方は2.3%で、昨年の1.4%から0.9%増となっております。次に、7ページの第4表をご覧ください。一番下のパートのAランクの産業計は1,278円で、昨年の1,246円より32円上がっております。賃金上昇率の方は2.6%で、昨年の1.8%から0.8%増となっております。次に、8ページの第4表をご覧ください。こちらは、今年4月、中賃の全員協議会報告に基づき、提示されたものになります。第4表の「賃金改定率」及び「賃金改定実施事業所数」と、この中には共通点と相違点がございます。まず、共通点としましては、集計対象とな

る事業所で、昨年6月と今年6月の賃金を調査して、賃金上昇率を計算している点が同じとなります。相違点につきましては、同表の1番下の資料注をご覧ください。第4表の「及び」については、集計労働者である32,180人全員から賃金上昇率を計算しておりますが、一方で、第4表「A」では、昨年6月と今年6月の両方に在籍していた労働者である26,256人の81.6%の労働者に限定して、賃金上昇率を計算しております。言い換えますと、第4表「A」では継続労働者のみを集計対象にしていますので、昨年6月に在籍していたものの今年6月に在籍していない退職者と、昨年6月には在籍していなかったものの今年6月に在籍するようになった入職者、こちらは第4表「A」の集計対象には入っていないということになります。以上を踏まえ、「ランク計、産業計の1時間当たり賃金額」は1,445円で、昨年の1,410円から35円増となっております。賃金上昇率の方をみると2.5%で、昨年の2.1%から0.4%増となっております。また、「Aランク」につきましては1,597円で、昨年の1,560円から37円増となっております。

賃金改定状況調査結果に係る説明は以上でございます。

次に、中央審議会における目安額などの答申についての説明です。すでにご承知のことと存じますが、7月28日の中央審議会において目安額等の答申があり、Aランクは41円、Bランクは40円、Cランクは39円となりました。今年は、中央審議会の会長代理から、答申を踏まえたビデオメッセージが届いておりますので、こちらをご視聴いただきたいと思っております。

《ビデオ上映》

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思っております。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話し上げたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。令和5年4月6日にとりまとめられた、目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。視聴いただく皆様には、これから本格化

する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識いただきたいと思います。従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。今年の日安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。まず、賃金についてです。連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表は2.5%でありました。次に、通常の事業の賃金支払能力についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、労働者の生計費についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの持家の帰属家賃を除く総合の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引き上げ率3.3%を上回る水準でありました。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。

ます。昨年 10 月から今年 1 月にかけて持家の帰属家賃を除く総合、4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。消費者物価指数の総合、とりわけ基礎的支出項目といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である電気・ガス価格激変緩和対策事業の影響で一定程度押し下げられております。総合では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引き上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会でご提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引き上げが着実に進められるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を

例年以上に盛り込んだところであります。具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引き上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であるという考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

(会長)

ただいま事務局から、今年度の目安についての答申内容と賃金改定状況調査結果についての説明及び中央審議会からのビデオメッセージがありました。何か発言等はございますか

《ありません。質問無し。旨の声》

(会長)

では、続きまして、議題(4)最低賃金に関する基礎調査の結果についてです。それでは、事務局から説明をお願いします。

(賃金指導官)

資料 4 最低賃金に関する基礎調査報告書を御覧いただきたいと思います。

初めに調査の概要がございます。ここに調査の目的、調査範囲、調査方法、集計方法などを記載しております。

1の調査の範囲ですが、(1)に記載の産業を対象としまして、(2)のとおり製造業・新聞業・出版業は100人未満、その他の産業につきましては30人未満の常用労働者を雇用する小規模な民営事業場が調査対象となっております。ただし、百貨店、総合スーパーについては、人数によらず産業分類の1561に該当する事業所を調査対象としています。集計は右下の5の(2)右下の表になります。調査対象事業所数は2,786で、有効回答数は1,320事業所で16,141人について集計しております。なお、有効回収率は47.38%となっております。

(3)で地域別最低賃金の集計方法、(4)で特定最低賃金の集計方法が記載されています。集計方法について、少しわかりやすくしたものが、次のページの地域別最低賃金 集計産業区分です。黄色に塗りつぶされている産業を地域別最低賃金で集計しております。なお、この表の一番下の 印のところ記載しておりますが、本来、鉄鋼業と電子部品デバイスにつきましては、特定最低賃金の適用除外である、18歳未満または65歳以上、試みの期間のもの、清掃等の業務に従事するものについては、こちらの地域別最低賃金の区部で集計しております。

次ページが特定最低賃金の集計区分となっております。

右側のインデックスの赤色は地域別最低賃金、青色が特定最低賃金の集計結果となっております。赤いインデックスの上から2番目、地賃全産業についてです。インデックスのページをめくりまして、影響率のグラフとなります。

次のページは、賃金額ごとの労働者数を棒グラフにしたものです。

その次のページからが総括表になります。総括表は(1)と(2)の2種類あ

り、(1)(2)ともに4ページずつで構成されています。

(1)は事業所の労働者規模、地域、年齢別。(2)は性別年齢別のものとなっております。各総括表の一番上の行が累計労働者数です。2行目から賃金額毎の影響率などを表示しております。最終行が特性値となっております。

賃金額の区切り方は、現在適用されている最低賃金額の-10円から+50円までが1円刻み、+51円以降は10円又は100円で区切っております。上段は累積労働者数、下段の括弧書が累積労働者数の割合になります。現在の984円の場合の未満率は、1円手前の983円の欄にある未満率1.6%となります。影響率ですが、例えば984円を1000円へ引き上げた場合、1円手前の999円の欄にあるカッコの中の13.4%となります。なお、資料6は、資料4の基礎調査結果の影響率を抜粋し拡大したものです。事務局からの説明は、以上でございます。

(会長)

ただ今の事務局の説明について、何かご質問はございますか。

《ありません。質問無し。旨の声》

(会長)

それでは、議題(5)の千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について 諮問です。

まず、特定最低賃金の改正申出について、事務局から説明をお願いします。

(賃金指導官)

資料8をご覧ください。今年は百貨店、総合スーパーから特定最低賃金決定新設の申出書が提出され、また、千葉県に設定されている7件の特定最低賃金について、各産業に属する労働団体の代表者から特定最低賃金改正の申出書が提出されました。申出書の内容を審査しましたところ、問題はございませんでした。

なお、本日、事務局の席に申出書の原本をお持ちしておりますので、閲覧していただくことができます。以上でございます。

(会長)

それでは、労働局長から千葉県特定最低賃金の必要性審議に係る諮問がなされますので、お受けしたいと存じます。

《千葉労働局長から会長へ諮問文を手交》

(会長)

確認のため、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

特定最低賃金の決定の必要性の有無について諮問。

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり千葉県百貨店、総合スーパー最低賃金に関する決定の申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問。

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。記、1千葉県調味料製造業最低賃金、2千葉県鉄鋼業最低賃金、3千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、4千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、5千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械、器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金、6千葉県各種商品小売業最低賃金、7千葉県自動車新車小売業最低賃金、以上です。

(会長)

ただ今、労働局長から諮問を受けましたので、明後日の8月3日に第1回特別小委員会を開催し、労働団体から申出書の提出があった決定、新設1業種及び現行7業種の特定最低賃金の特定最低賃金について、決定、新設及び改正決定の必要性審議に入ることとします。また、7月6日に開催された第1回運営小委員会の決定により、意見陳述の申し出があった場合には、同じく8月3日の第1回特別小委員会において意見陳述を行うことになっておりますが、労働者側から意見陳述について発言はございますか。

(労働者側委員)

特別小委員会で4業種について、意見陳述をお願いしたいと考えています。

1点目は一般機械器具製造業、2点目は精密機械器具製造業、この2業種につきましてはAさんから、3点目が電気機械器具製造業でBさんから、4点目が各種小売業です。こちらにつきましては全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合連合会、U AゼンセンのCさんが意見陳述に来られるということで伺っております。以上4業種についてお願いいたします。

(会長)

労働者側からは4業種の意見ということでありますけども、使用者側から何かご発言はありますか

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、電気機械器具、一般機械器具、精密機械、各種小売業の4業種について、8月3日の第1回特別小委員会において意見陳述を行っていただくことといたします。

続きまして、議題(6)の今後の審議日程等について事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

今後の千葉地方最低賃金審議会における審議日程につきましてご説明いたします。先ほど申し上げましたように、7月28日に中央最低賃金審議会から目安の答申がございましたので、専門部会の各委員の皆様におかれましては、本日この後に開催されます第1回専門部会の方へご出席をお願いいたします。また、本日以降の専門部会につきましては、8月3日、4日、7日を開催予定としておりますので、同日に開催される本審議会で答申をいただければと存じます。なお、専門部会と本審議会の予備日として8月9日午後を設けております。答申をいただいた後は、異議申出の受付を行うこととなりますが、こちらの締切日は8月22日に設定し、異議審の開催を8月23日に予定しております。なお、異議審につきましても予備日として25日午前を設けております。また、千葉県特定最低賃金に係る改正決定の必要性審議につきましては、8月3日と23日の特別小委員会においてご審議をいただいた上で、同日の23日に答申をいただきたく存じます。なお、予備日につきましては異議審と同じく25日午前を設けております。事務局からの説明は、以上でございます。

(会長)

それでは、今後の審議は、事務局から説明のあった日程で進めて参りますので、皆様よろしく願いいたします。

議題(7)その他ですが、委員の皆様から何かございますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

事務局からは、何かありますか。

(賃金室長)

それでは、その他資料などについて、ご説明をさせていただきたいと思います。

その他資料 No. 1 をご覧ください。県内経済情勢について、関東財務局千葉財務事務所が公表した令和5年7月判断でございますが、総括として県内経済は一部に弱さがみられるものの持ち直しているという判断になっております。

次に、その他資料 4 の連合のプレスリリースをご覧ください。

平均賃金改定方式で5,272組合の定昇相当見込み賃上げ計で、加重平均10,560円、3.58%増との結果になっております。また、賃上げが明確に分かる3,186組合の賃上げ分は、5,983円、2.12%増で、うち中小组合2,019組合については、4,982円、1.96%増という結果になっております。

その他資料 5 をご覧ください。2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況 第1回集計 2023年6月23日を見ますと、277社の総平均で7,864円、2.94%増となっております。また、製造業175社の平均は8,349円、3.10%増で、非製造業102社の平均は7,076円、2.68%増となっております。以上となります。

(会長)

以上でよろしいでしょうか。

(事務局)

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。